

区役所等窓口用封筒無償提供事業に関する確認書

大阪市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、次のとおり区役所等窓口用封筒無償提供事業に関する確認書を締結する。

1 目的

受注者は、市民が証明書等を持ち帰る際の便宜を図るとともに地元企業等の活性化に寄与することを目的として、窓口用封筒（以下「封筒」という。）を作製し、発注者に無償提供を行う。

2 提供の内容

受注者は、発注者の窓口において封筒が不足することがないように、使用開始日までに封筒を納品するとともに、その在庫管理を行い、適宜納品するものとする。

3 封筒に記載する本市指定内容

- (1) 受注者は、各納品先の名称、所在地、電話番号及び各種情報等本市の指定する内容を、各納品先等と調整のうえ、封筒両面上部の印字可能面積の3分の2以上に掲載することとする。
- (2) 受注者は、封筒印字可能面積の3分の1未満の範囲において、広告を掲載することができる。ただし、この場合においては、地元企業等の活性化に寄与するために、封筒を設置する当該区に所在する企業・店舗等を、広告数全体の2分の1以上掲載することとする。

4 広告内容

前記3(2)に基づき、受注者が広告を掲載した封筒を作製する場合は、「大阪市広告掲載要綱」及び「大阪市民政局所管資産広告掲載要綱」を遵守するものとする。

5 広告掲載にあたっての注意事項

- (1) 受注者は、広告主に対し、発注者が広告を募集しているような誤解を与えてはならない。また、掲載する広告は、封筒利用者に対し本市が推奨しているような誤解を与えてはならない。
- (2) 受注者は、広告内容、記載内容、色、形状等の封筒の仕様について事前に発注者と協議し、発注者の承諾を受けなければならない。

6 有効期間

本書の有効期間は締結日から令和8年9月30日までとする。

7 その他

- (1) 受注者は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 第三者から広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、受注者の責任及び負担において解決することとする。

- (3) 受注者は、封筒又は掲載された企業に問題が生じたときは、速やかに発注者に報告するとともに当該封筒を全て回収し、代替封筒を提供するものとする。
- (4) この確認書に定めのない事項又はこの確認書に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者の協議のうえ、これを定めるものとする。

この確認事項の証として本書を2通作成し、発注者、受注者それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

発注者 所在地 大阪市北区中之島1丁目3番20号
 名称 大阪市 契約担当者 大阪市市民局長 加藤 憲治

受注者 住所又は事務所所在地
 商号又は名称
 氏名又は代表者名